

第4章 実施計画第2期間の基本的な考え方

1 実施計画第2期間の方向性

(1) 実施計画第1期間の継承

本市では、前述したように、3年間にわたり地球温暖化対策の施策を展開し、市民、事業者、市の各主体が削減目標に向かって、自らの温室効果ガス排出量の削減を図った結果、2011年度の本市の温室効果ガス排出量（暫定値）の状況は1990年度比18.3%に、域外貢献量4.6%を加えた22.9%の減少となり、着実に成果をあげてきている。

今後もこれまでの取組の成果を踏まえ、実施計画第2期間においては実施計画第1期間を継承することを基本としつつ、それらを更に強化し、総合的かつ計画的な地球温暖化対策の取組を推進していく。

(2) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進

2011年に実施計画第1期間を策定以来、同計画に基づき地球温暖化対策に向けたさまざまな取組を展開してきた。

しかし、同計画策定から3年が経過し、我が国及び本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化した。なかでも、2011年3月の東日本大震災と福島第一原子力発電所における事故を発端として、原子力の安全性に対する国民の信頼は大きく損なわれ、電力をはじめとするエネルギーの供給システムの脆弱性や歪みが露呈した。そのため、エネルギー基本計画については白紙から検討が行われ、こうしたエネルギー政策の見直しと並行して、エネルギー需給の全体像を勘案しつつ、地球温暖化対策についても中長期的な観点から見直しが行われている。

本市においても、こうした社会経済環境の変化を的確に捉えるとともに、地域性や環境先進都市として有するポテンシャル等本市の特性を踏まえた実効性のある対策・施策を展開していく。

ア 地球温暖化対策の取組推進

地球温暖化は、その原因と影響が地球規模にわたり、世界全体で取り組まなければならない喫緊の課題であり、市は、その地域の住民と事業者との地域における最も身近な公的セクターとして、より地域に密着した地域の特性に応じた効果的な施策を、市役所が率先して取り組むことはもちろんのこと、市民・事業者と一体となって取り組まなければならない。

東日本大震災以降、原子力発電所の代替として火力発電所の発電量が増加したことにより、二酸化炭素排出量が増加しており、地球温暖化対策を一層推進することが必要である。短期的な視点から単に火力発電の新増設、一時的な電力消費のピークカット対策のみを行うこととなれば、温室効果ガス排出量は高止まりとなる。短期的な電力需給ひっ迫解消にとどまらない電力需給対策、低炭素社会構築に向けた対策・施策の必要性が更に増している。

震災以後、節電に対する意識が高まる中、市民が過度の負担を強いられることなく継続的に行える環境配慮行動の促進や、事業者の環境配慮の取組が適正に評価される市場の形成に向けた取組を推進し、持続可能な環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルの確立を図るなど中・長期的な観点から地球温暖化対策を推進するとともに、新しい低炭素な地域づくりのモデルとなるよう、環境にも配慮した住みやすいまちづくりを進めるという観点を

もって計画段階から対応していく。

イ「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」の総合的な取組推進

本市は、基本計画において、総合的に地球温暖化対策を推進していくため、「新エネルギー」に係る行動指針である「川崎市新エネルギービジョン」（1997年策定、2005年改訂）を統合し、再生可能エネルギー源等の利用を基本施策の一つとして位置付け、地球温暖化対策を体系化して取組を推進してきた。

しかし、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、我が国のエネルギーを取り巻く状況は一変し、再生可能エネルギーについては、地球温暖化対策として低炭素社会の構築に有効だけでなく、自立分散型電源の確保や地産地消のエネルギー源として、市民の安全・安心を確保に資するものとして認識されるなど、その重要度が増しているところであり、エネルギーに関する取組の方向性等について、市としてしっかりと位置付けていく必要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、このたび策定する実施計画第2期間においては、エネルギーに係る取組をこれまで以上に重点的に推進することを明示することとし、従前までの再生可能エネルギー源の活用といった「創エネ」の視点に加え、効率的なエネルギー利用を推進する「省エネ」、エネルギー利用の平準化を図る「蓄エネ」を組み合わせ、エネルギーに係る総合的な取組を推進していくこととする。

なお、自治体におけるエネルギーに係る取組については、国のエネルギー政策の基本的な方向性を定めた「エネルギー基本計画」に則して進めていく必要がある。また、電力システム改革等のエネルギーに関する国の政策への対応も必要となることから、今後の国内外の動向や状況変化に適切に対応しながら取組を推進していく。

(3) 本市の強みを活かした取組の推進

環境・エネルギー分野におけるこうした課題の解決には、革新的技術の開発・普及に向けた取組に加え、新たな価値の創出や環境配慮行動が浸透していく経済・社会のグリーン化などグリーン・イノベーションが求められる。

本市は、京浜工業地帯の中核として日本の産業を支えるとともに、公害対策をはじめとした環境問題に取り組んできた経過から、優れた環境技術・産業が集積している。

こうした川崎の強みと特徴を活かし、環境・エネルギー分野における課題の解決とともに、「環境」と「経済」の調和と好循環を基調としたサステナブル・シティを創造し、技術で国際社会に貢献するグリーン・イノベーションを推進するため、2014年度に策定する「川崎市グリーン・イノベーション推進方針」に基づき、これまでの取組を一層発展・拡大し、革新的技術の開発・普及に向けた取組・新たな価値の創出や環境配慮行動が浸透していく経済・社会のグリーン化の取組を推進していく。

2 今後の社会経済環境の変化に対する対応への考え方

2013年度に国が掲げた新たな温室効果ガス削減目標は、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した、現時点での目標であり、今後、国のエネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえ見直され、確定的な目標が設定される。これらの国全体の中期目標に関する検討状況等を見極めながら、必要に応じて目標の改定について検討していくとともに、国内外の情勢、本市の新たな総合計画の策定、基本計画の目標の進捗状況等を踏まえ、計画期間中に見直す必要が生じた場合は適切に対応し、地球温暖化対策の取組を推進していく。